

議案第九十八号

三朝町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十九年九月二十四日

三朝町長 松村 喬 成

昭和四十九年九月廿八日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町条例第 号

三朝町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

三朝町印鑑登録及び証明に関する条例（昭和四十三年三朝町条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「委任状」を「委任の旨を証する書面」に改める。

第七条第二項中「本人が署名押印した委任状」を「委任の旨を証する書面」に改める。

第十条第二項中「本人が署名押印した委任状」を「委任の旨を証する書面」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十九年十月一日から施行する。